

埼玉県警察在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進要綱

令和元年12月25日

国 捜 第 1082号

埼玉県警察本部長

埼玉県警察在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進要綱について（通達）

近年、政府による諸施策等により、在留外国人が増加の一途をたどっている中、本年4月から、新たな在留資格である特定技能による外国人材の受入れが開始されるなど、今後、在留外国人は一層増加していくことが見込まれるところである。

本県警察では、これまで外国人集住地域を対象として各種施策を講じてきたところであるが、このような情勢を踏まえ、外国人集住地域を含めた様々な外国人コミュニティを対象に、在留外国人の実態に応じた諸施策を令和2年1月1日から別添要綱により実施することとしたから、実効の上がるよう特段の努力をされたい。

別添

## 埼玉県警察在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進要綱

### 第1 目的

この要綱は、外国人コミュニティを対象に、関係行政機関、住民団体、企業等（以下「関係行政機関等」という。）と協調しながら、在留外国人の実態を踏まえた各種警察活動を的確に行うことにより、在留外国人に係る犯罪被害の防止、外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透の防止等を図ることを目的とする。

### 第2 定義

この要綱において使用する用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 在留外国人 日本国籍を有しない者のうち、日本に、短期滞在ではなく中長期に在留する外国人をいう。
- (2) 外国人コミュニティ 在留外国人が多く集住する地域、在留外国人が多く所属する企業及び学校等並びに在留外国人が多く集まる繁華街及び商業施設等をいう。

### 第3 基本施策

#### 1 各種警察活動の推進

警察が行う防犯、交通安全等についての広報啓発活動、通訳人を帯同した巡回連絡、自主防犯団体との合同パトロール、外国人の被害に係る犯罪の取締り、災害対策及びテロ対策等の各種活動は、在留外国人に係る犯罪被害の防止、外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透の防止等に効果的であることに加え、在留外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れる観点からも効果的であることから、このような効果を十分認識した上で外国人コミュニティとの協力関係の構築に努めつつ、各コミュニティの実態に応じた施策を推進すること。

#### 2 関係行政機関等との連携

関係行政機関等に対し、外国人犯罪の状況等に関する情報提供等を行うほか、関係行政機関等が実施する各種取組に警察として必要な協力を行うなど緊密な連携に努めること。

#### 3 実態把握の推進

警察署長は、自署管内における外国人コミュニティ及びそのネットワーク（以下「外国人コミュニティ等」という。）について実態把握を推進し、犯罪組織等の浸透の

予兆等を把握した場合には、早期の浸透防止に努めること。

なお、外国人コミュニティ等の実態は、社会経済状況の変動に伴って常に変化していくものであることから、実態把握に当たっては、各部門間、関係行政機関等との連携に配慮すること。

#### 4 違法行為に対する厳正な取締り

在留外国人の就労等に際して悪質な仲介事業者等が介在することを防ぐため、悪質な仲介事業者等の実態把握に努めるとともに、これを把握した場合は、厳正な取締りを行うこと。

また、関係機関と緊密に連携して、不法滞在事犯、偽装滞在事犯等の取締りを推進すること。

### 第4 対策本部の設置

#### 1 設置

組織を挙げて在留外国人の安全の確保に向けた総合対策（以下単に「総合対策」という。）を推進するため、警察本部に埼玉県警察在留外国人安全確保総合対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。

#### 2 構成

対策本部は、本部長、副本部長、副本部長付、幕僚及び本部員をもって構成し、埼玉県警察在留外国人安全確保総合対策本部編成表（別表第1）に掲げる者をもって充てる。

### 第5 対策本部の運営

#### 1 運営

対策本部は、対策会議及び対策調整会議をもって運営する。

##### (1) 対策会議

##### ア 任務

対策会議は、総合対策の大綱、方針、統一的な施策その他総合対策の運営等について検討し、その総合的かつ効果的な推進を図ることを任務とする。

##### イ 構成等

(ア) 対策会議は、対策本部の本部長、副本部長、副本部長付及び幕僚をもって構成する。

(1) 対策会議は、本部長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。この場合において、

本部長は、検討する事項の内容により対策会議の構成員以外の者に対し、対策会議への出席を求めることができる。

(ウ) 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

## (2) 対策調整会議

### ア 任務

対策調整会議は、総合対策の運営計画、各部門間及び警察署間の連携等に関する事項について検討し、具体的かつ効率的な対策の推進を図ることを任務とする。

### イ 構成等

(ア) 対策調整会議は、対策本部の副本部長付及び本部員で構成し、副本部長付を座長、生活安全部参事官及び警備部参事官を副座長とする。

(1) 対策調整会議は、座長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。この場合において、

座長は、検討する事項の内容により対策調整会議の構成員の中から出席者を指

定するほか、必要があると認めるときは、対策調整会議の構成員以外の者に対し、対策調整会議への出席を求めることができる。

## 2 庶務

対策会議及び対策調整会議の庶務は、刑事部組織犯罪対策局国際捜査課（以下「国際捜査課」という。）において処理する。

## 第6 推進担当者会議等

### 1 総括推進担当者

国際捜査課に在留外国人安全確保総合対策総括推進担当者（以下「総括推進担当者」という。）を置き、国際捜査課調査官をもって充てる。

### 2 推進担当者

在留外国人安全確保総合対策推進担当者体制表（別表第2）の左欄に掲げる所属に在留外国人安全確保総合対策推進担当者（以下「推進担当者」という。）を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる者をもって充てる。

### 3 推進担当者会議

#### (1) 構成

在留外国人安全確保総合対策推進担当者会議（以下「推進担当者会議」という。）は、総括推進担当者及び推進担当者をもって構成する。

#### (2) 任務

推進担当者会議は、対策本部から付託された事項に関する調査及び検討、外国人コミュニティの実態把握及び情報の共有化の推進その他総合対策の効果的な推進に関する検討等を任務とする。

#### (3) 会議の運営

ア 推進担当者会議は、総括推進担当者が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

イ 総括推進担当者は、調査し、又は検討する事項の内容により推進担当者の中から出席者を指定するほか、必要があると認めるときは、推進担当者以外の者に対し、推進担当者会議への出席を求めることができる。

## 第7 警察署の推進体制等

### 1 警察署推進本部の設置

警察署に、警察署在留外国人安全確保総合対策推進本部（以下「警察署推進本部」という。）を置く。

### 2 構成等

警察署推進本部は、警察署長を長とする拳署一体の体制を確立するとともに、定期的に総合対策に関する検討会を開催するものとし、その構成及び運営については、警察署長が定める。

### 3 各種対策の推進

警察署長は、前記第3の基本施策に基づき、部門間の連携に十分配慮し、創意工夫を凝らした各種対策を積極的に推進する。

【様式別表省略】